

道路や公共施設 早くきれいに 除雪作業へご理解ご協力をお願いします

冬期間、皆さんが利用する道路や公共施設を少しでも早く、きれいに除雪するために次の点についてご理解とご協力をお願いします。

①路上駐車禁止にご協力願います

路上駐車は除雪作業に大きな支障をきたします。夜間や吹雪の際は事故のおそれがあるため、場合によっては除雪できないことがあります。

②車道へ雪を出さないでください

車道へ雪を出すと路面がデコボコになり、交通事故を誘発するおそれがあるので大変危険です。

③玄関前などに残った雪は各家庭で除雪をお願いします

道路除雪により皆さんの玄関や車庫の前に雪が残ってしまいますが、各自で除雪を行ってください。

④除雪車両がセンターラインを越えて作業する場合があります

除雪中は道路のセンターラインを越えて作業する場合があります。除雪車両付近を通行する際は十分注意してください。

⑤除雪後、道路にできる段差に注意してください

車道の除雪後は、道路に段差ができてしまう場合がありますため、通行する際は注意してください。

⑥除雪中に作業車を止めないでください

各家庭の細かな要望に従うと除雪作業が遅れ、交通障害が生じるなどの大きな支障をきたします。除雪作業車の前に飛び出して作業を止めないようお願いします。

▼お問い合わせは、役場建設水道課土木係（01372-7-5294）へ。

冬期間の町民生活の安全確保へ 鹿部町除雪計画をお知らせします

町では、冬期間における町民生活の安全確保を目的に「鹿部町除雪計画」を策定しています。出動基準や町民と行政の協働による除排雪を実現するため、除雪管理基準の設定などの方針を示し、雪対策をより一層推進します。

①除排雪の基本方針

- ・大雪時にも対応できる安定した除排雪体制づくりの推進
- ・効率的かつ効果的な除排雪作業の実施
- ・町民協働による地域除雪活動の充実

②出動基準（幹線路線の新雪除雪）

- (1)連続した降雪により10cm以上の降雪量になったとき、または午前7時までに10cm程度の降雪量が予想されるとき（朝方の突然の降雪に対する出動や視界不良で作業を中止した場合は、日中か翌日の作業とします。また、

降雨や外気温の上昇が見込まれる場合は、状況に応じて出動を見合わせます）。

- (2)新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき。

- (3)風雪などにより路面に吹きだまりが発生し、交通に支障が生じたとき、または予想されるとき。

③除雪体制

令和6年度は、ダンプトラック1台、タイヤショベル12台、歩道用小型除雪機1台で効率的な除雪作業に努めます。

詳細は、町ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせは、役場建設水道課土木係（01372-7-5294）へ。